

③甲及び乙は、本案件に関し、前二条に定めるほか相互間に何等の債権債務のないことを確認する。

④甲及び乙は、今後互いに本案件に関し、裁判上、裁判外を問わず、一切の請求及び異議

も申立をしないものとする。

⑤甲は、本案件に関し、県庁へなした乙への申立を取り下げる。

(企画調整部調整第二課長)



## 特定紛争案件／五年度第三号のあらまし

### 水道管配備をめぐるトラブル

伊藤隆之

#### 一 紛争の概要

申立人甲は、売業者乙より、平成三年十一月、市街化調整区域の既存宅地を代金二百八十万円で購入した。

重要事項説明の際、乙は、一三mmの給水管を宅地内に立上げると説明したが、施工されたのは本管からではなく、隣家への引込管(隣家を含む六軒の共有、一六mm)からの引込みであった。

そこで甲は、乙に対し、隣家への引込管からでは、水圧や、水道料金の問題でトラブルになる可能性が大きいので、給水管は本管よ

り引込みをするよう、要求した。

これに対し乙は、本管からの引込みは数百m先の県道からの引込みになり費用が多額となるので、金額の負担はできない、と主張したため、紛争になったものである。

#### 二 調整手続の経過

委員三名(弁護士一名、一般行政二名)より五回にわたり調整を行った。

調整の過程において、甲は、①給水管を隣家から引き込むという説明がなかったこと、②メーターが子メーターのため、使用量をい

ちい隣家に確かめなければならないこと、③従って、給水管は県道の本管から引き込むこととし、費用は乙が負担して欲しいと、と主張した。

これに対し乙は、①重要事項の説明で一三mmの立上がりとしたことは認めたが、県道からの引込みは、二〇〇mほどの区間となり費用も五百万円にもなるので全額は負担できないこと、②料金計算なら現在の隣家の承諾を得て、親メーターとする用意があること、③また、水圧が心配なら、貯水タンクを設けてもよい、と主張した。

しかし、甲は、水道局の話しを聞いた結果、①貯水タンクについては、衛生面、管理面、

掃除等に問題があり、同意できないこと、②親メーターについても、多くの人の同意を得て設置するのは、後日問題が生じる恐れがあり、同意できないこと、③県道からの引込みは、調査の結果一〇〇mほどですむので、県道からの引込みでお願いしたいこと、④甲としても、百万円はだす用意がある、と主張した。

これに対し乙は、県道からの引込みは三百五十万円程度費用がかかるので、半額(乙施工ならば六割)負担するが、残金は甲が負担して欲しい、と主張した。

甲が業者から見積りをとったところ、二百七十五万円となったので、委員から、乙が百七十五万円負担し、甲が百万円を負担して、甲が施工することを提示したところ、双方が納得し、本案件は解決した。

### 三 和解の内容

①乙は甲に対し、本案件にかかわる解決金として、金百七十五万円を本日支払い、甲はこれを受領した。

②甲及び乙間には、本案件に関し、前条に定めるほかに何等の債権債務のないことを相互に確認する。

③甲及び乙は、今後互いに本案件に関し、裁

判上、裁判外を問わず、一切の請求及び異議申立をしないものとする。

④甲は、本案件に関し、県庁へなした乙への申立を取り下げる。

